

亀山市告示第161号

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（補助対象工事）</p> <p>第3条 補助の対象となる工事は、次に掲げる耐震診断の評点が0.7未満であった木造住宅（耐震診断を単位とする。）についてその評点を1.0以上にするための耐震補強計画に基づき行われた耐震補強工事（以下「耐震補強工事」という。）及び耐震補強工事と併せて行う当該木造住宅を改修する工事（以下「リフォーム工事」という。）又は当該木造住宅の除却工事（以下「補助対象工事」という。）とする。</p>	<p>（補助対象工事）</p> <p>第3条 補助の対象となる工事は、次に掲げる耐震診断の評点が0.7未満であった木造住宅（耐震診断を単位とする。）についてその評点を1.0以上にするための耐震補強計画に基づき行われた耐震補強工事（以下「耐震補強工事」という。）及び耐震補強工事と併せて行う当該木造住宅を改修する工事（以下「リフォーム工事」という。）又は当該木造住宅の除却工事（以下「補助対象工事」という。）とする。</p>

[ (1) 略]

(2) 三重県の発行する三重県木造住宅耐震診断マニュアルに定める一般診断法若しくは精密診断法1又は一般財団法人日本建築防災協会の発行する木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法、精密診断法1若しくは精密診断法2に基づき、市内に存する木造住宅で次に掲げる要件に該当するものに対して行う耐震診断

[ア～キ 略]

2 前項の耐震補強計画(精密診断法2に基づく耐震診断により作成されたものを除く。)は、三重県木造住宅耐震促進協議会(以下「協議会」という。)又は一般財団法人日本建築防災協会が実施する木造住宅の耐震診断に関する講習を修了した者(以下「耐震診断者」という。)が属する建築士事務所が作成し、かつ、協議会又は2人以上の耐震診断者(それぞれ異なる建築事務所に所属する者に限る。)の判定を受けたものでなければならない。

3 精密診断法2に基づく耐震診断により作成された耐震補強計画は、学識経験者又は構造設計一級建築士を加えた判定会を受けたものでなければならな

[ (1) 略]

(2) 三重県の発行する三重県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会(昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築センターという名称で設立された法人をいう。次項において同じ。)の発行する木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法又は精密診断法1に基づき、市内に存する木造住宅で次に掲げる要件に該当するものに対して行う耐震診断

[ア～キ 略]

2 前項の耐震補強計画は、三重県木造住宅耐震促進協議会(以下「協議会」という。)又は一般財団法人日本建築防災協会が実施する木造住宅の耐震診断に関する講習を修了した者(以下「耐震診断者」という。)が属する建築士事務所が作成し、かつ、協議会又は2人以上の耐震診断者(それぞれ異なる建築事務所に所属する者に限る。)の判定を受けたものでなければならない。

[項を加える。]

い。

4 [略]

(補助金の額)

第5条 [略]

[2～4 略]

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けた者が第1項第1号に掲げる耐震補強工事を行う住宅については、同号中「60万円」とあるのは「50万円」と、第2項第1号中「565,500円」とあるのは「500,000円」と、「100分の23を乗じて得た額と309,000円とを合算して得た額の2分の1に相当する額」とあるのは「5分の2を乗じて得た額」と、同項第2号中「100分の23を乗じて得た額と309,000円とを合算して得た額の2分の1に相当する額」とあるのは「5分の2を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定を適用する。

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けた者が、令和6年4月1日以降に第1項第1号に掲げる耐震補強工事を

3 [略]

(補助金の額)

第5条 [略]

[2～4 略]

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和3年4月1日以降に亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けた者が第1項第1号に掲げる耐震補強工事を行う住宅については、同号中「60万円」とあるのは「50万円」と、第2項第1号中「565,500円」とあるのは「500,000円」と、「100分の23を乗じて得た額と309,000円とを合算して得た額の2分の1に相当する額」とあるのは「5分の2を乗じて得た額」と、同項第2号中「100分の23を乗じて得た額と309,000円とを合算して得た額の2分の1に相当する額」とあるのは「5分の2を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定を適用する。

[項を加える。]

行う住宅については、同号中「60万円」とあるのは「100万円」と、「費用の3分の2に相当する額」とあるのは「費用の額」と、第2項第1号中「565,500円」とあるのは「500,000円」と、「100分の23を乗じて得た額と309,000円とを合算して得た額の2分の1に相当する額」とあるのは「5分の2を乗じて得た額」と、同項第2号中「100分の23を乗じて得た額と309,000円とを合算して得た額の2分の1に相当する額」とあるのは「5分の2を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定を適用する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、木造住宅耐震補強等事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の代理受領)

第7条 交付申請者は、補助対象工を行う業者（以下「工事業者」という。）に補助金の代理受領をさせる場合は、木造住宅耐震補強等事業補助金代理受領届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震補強等事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[条を加える。]

2 交付申請者は、補助金の代理受領を中止する場合は、次条の規定による実績報告書の提出までに木造住宅耐震補強等事業補助金代理受領届出取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象工事が完了した場合は、木造住宅耐震補強等事業完了実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 工事業者は、代理受領により補助金を受領しようとする場合は、木造住宅耐震補強等事業内訳報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の報告書は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象工事が完了した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象工事が完了したときは、木造住宅耐震補強等事業完了実績報告書（様式第2号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[項を加える。]

[項を加える。]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

様式第2号中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に、「第7条第1項の規定」を「第8条第1項の規定」に、「（1）工事の契約書及び工事に要した費用の支払を証する書類（領収証等）の写し」を「（1）工事の契約書及び工事に要した費用の支払を証する書類（領収証等）の写し（補助金の受領を工事業者に委任した場合は、補助対象工事費から補助申請額を差し引いた金額の領収証等の写し）」に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第8条関係）

木造住宅耐震補強等事業内訳報告書

年 月 日

亀山市長 様

工事業者 住所（所在地）

氏名（名称）

代表者名

電話番号

※本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

補助対象工事費から補助金額（交付決定額）を差し引いた金額を受領したので、亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助対象工事の内容

住宅の所在地	亀山市	
補助対象工事費	総工事費	円
	耐震補強工事費	円
	リフォーム工事費	円
	除却工事費	円
補助金額（交付決定額）	円	
受領金額 （補助対象工事費－補助金額）	円	
受領年月日	年 月 日	

様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第2号（第7条関係）

木造住宅耐震補強等事業補助金代理受領届出書

年 月 日

亀山市長 様

住所

申請者（委任者） 氏名

電話番号

※本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金の受領について補助対象工事を行う業者に委任するので、  
亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助対象工事の内容

住宅の所在地		亀山市
補助対象工事費	総工事費	円
	耐震補強工事費	円
	リフォーム工事費	円
	除却工事費	円
補助申請額		円

工事業者（受任者）

上記補助対象工事に係る補助金の受領権限の委任を受けることについて承諾します。

住所（所在地）	
工事業者名	
代表者氏名	印

様式第3号（第7条関係）

木造住宅耐震補強等事業補助金代理受領届出取下書

年 月 日

亀山市長 様

住所

申請者（委任者） 氏名

電話番号

※本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

年 月 日に提出しました亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金代理受領届出書については、亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

補助対象工事の内容

住宅の所在地		亀山市
補助対象工事費	総工事費	円
	耐震補強工事費	円
	リフォーム工事費	円
	除却工事費	円
補助申請額		円
取下げ理由		

工事業者（受任者）

住所（所在地）	
工事業者名	
代表者氏名	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の規定は、同日以後の補助金の申請から適用する。

### (経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。